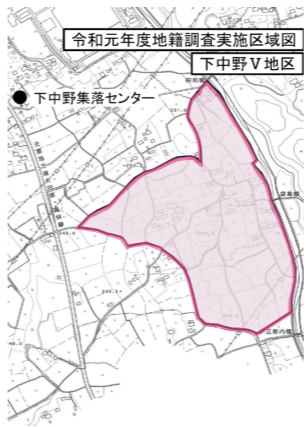
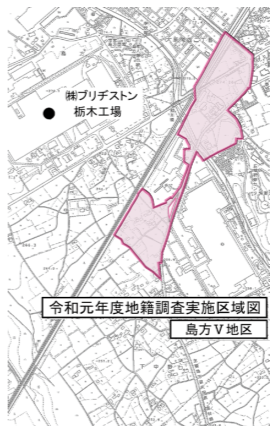


### 島方・下中野地区の 地籍調査を行います

地籍調査は皆さんの土地の境界や所有者などを明確にするもので、結果は迅速な災害復旧や公共事業、適正な課税の推進などに役立てられます。

今年度は島方地区と下中野地区の一部区域の土地境界の立ち会い調査を実施します。市から地籍調査の通知が届いたら、協力をお願いします。

※7～9月にかけて、市で調査区域内の道路などの事前調査を行います  
が、立ち会いは不要です。



お問い合わせ  
〇 農林整備課 ☎(62)7161

### 新たに狩猟免許を取得する 費用を助成します

有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の取得経費を助成します。

- ▼対象 新たに狩猟免許を取得した市民で、市が実施する有害鳥獣駆除活動に協力できる人
- ※免許を更新した人は除く。
- ▼免許の種類 網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許
- ▼対象経費 事前講習会の受講料、受験料、医師の診断書作成料など
- ▼補助額 対象経費の全額
- ※100円未満は切り捨て。
- ▼申込方法 申請書と必要書類を持参し、次の窓口で申し込み
- ※申請書は窓口で配布。
- ▼必要書類 誓約書、取得した狩猟免許の写し、領収書の写し
- ▼申し込み 〇 農林整備課・園産業観光建設課・園産業観光建設課 ☎(62)7148



### 消費税軽減税率制度の説明 会を開催します

対象品目など軽減税率制度の概要や補助金、キャッシュレス・消費者還元事業などの説明会を開催します。

- ▼とき 8月27日(火)～29日(木)
- ①午後1時～2時30分、②午後3時～4時30分(各回とも同じ内容)
- ▼ところ 大田原税務署
- ▼その他 参加無料・予約不要で、事業者なら誰でも参加できます
- ▼お問い合わせ 〇 大田原税務署 ☎0287(22)3115 (音声案内2番)

### 事業者の皆さんへ 仕入税額控除の方式が 変わります

10月1日に始まる消費税10%への引上げと同時に、飲食料品(酒類・外食を除く)と新聞(定期購読契約・週2回以上発行)に係る税率を8%とする「軽減税率制度」が実施されます。

新しい仕入税額控除の方式に対応するためには、帳簿・請求書・レシートなどの記載を複数税率に対応させる必要があります。中小企業・小規模事業者を対象とした支援として、レジヤ受

取付は平日午前9時～午後5時。

- ▼お問い合わせ 〇 消費軽減税率電話相談センター ☎0120(205)553
- 〇 補助金について
- ▼問い合わせ 〇 軽減税率対策補助金事務局 ☎0120(398)111
- ※受付は平日午前9時～午後5時。
- 働き方改革について講演や県内の優良取り組み企業によるパネルディスカッション、無料相談会(要予約、先着5社)を開催します。
- ▼とき 8月22日(木) 午後1時30分～4時
- ▼ところ 那須野が原ハーモニーホール
- ▼定員 100人
- ▼申込期限 8月16日(金)
- ▼申し込み・問い合わせ 〇 大田原労政事務所 ☎0287(22)4158

## 健康

### 那須赤十字病院「がんのついで」を開催します

がんで同じような体験をした人と、がんについて話してみませんか。

▼とき 8月3日(土) 午前10時～11時

※予約不要。

- ▼ところ 那須赤十字病院
- ▼対象 がん経験者またはその家族
- ▼参加費 無料
- ▼問い合わせ 〇 那須赤十字病院 ☎0287(23)1122

### これからの季節は特に 食中毒に気を付けましょう

食中毒予防の3原則は、「食中毒菌を①つけない②増やさない③やっつける」です。家庭での食中毒予防のために、次のことを心がけましょう。

- ・冷蔵や冷凍が必要な食品は、すぐに持ち帰り冷蔵庫に入れる
- ・食品に表示された保存方法を守り、早めに使い切る
- ・冷凍してある食品を解凍するとき
- ・冷蔵庫の中や流水、電子レンジなどで行う
- ・調理後は、食品を室温に長時間置か

## 住まい・環境

### 素敵なマイバッグを 作りませんか

那須地区レジ袋削減推進協議会では、レジ袋削減の啓発活動の一環として、マイバッグコンテストの作品を募集しています。

- ▼募集作品 〇 素材・形 自由
- 〇 大きさ・耐久性 1:5ℓのペットボトル3本を持ち運びできるもの
- ※応募者が創作した未発表のもので、著作権侵害の恐れがないもの。
- ▼募集区分 ①小学校高学年(4～6年生)の部、②中学校の部、③一般の部
- ▼応募資格 ①・②本市・大田原市・那須町の学校に在籍する小学4年生～中学3年生 ③本市・大田原市・那須町の住民か、この3市町への勤務・通学者

### 行っていきますか? 浄化槽の維持管理

浄化槽の正常な機能を保つため、保守点検、清掃、法定検査を定期的に行うことが浄化槽の管理者に義務付けられています。

- ▼審査・表彰 最優秀賞(1点)、優秀賞(募集区分ごとに3点)
- ▼応募方法 〇 廃棄物対策課、〇 市民福祉課、〇 総務福祉課、〇 管根出張所の窓口にある応募用紙を作品と一緒に提出。応募用紙は市ホームページからもダウンロードできます
- ▼応募期限 9月10日(火)
- ▼問い合わせ 〇 廃棄物対策課 ☎(62)7301
- 浄化槽の運転状況や放流水の確認、薬剤の補充などを行います。種類や大きさに応じて回数(一般家庭用浄化槽は年3～4回以上)が決められているので、県に登録している保守点検業者に委託してください。
- 〈浄化槽の清掃〉 浄化槽を使用していると浄化槽内に汚泥がたまりやすくなります。年1回以上汚泥を抜き取る清掃が必要です。許可清掃業者に委託してください。
- 〈法定検査(水質検査)〉

### 皆さんの協力が必要です 皆さんの協力が必要です

5月26日に実施した春の市民一斉美化運動では、皆さんの協力により、道路脇などを中心に清掃活動を行い、多くのごみを回収できました。

- ▼実施結果 〇 参加人数 1万9743人
- ▼回収量 〇 可燃ごみ 10・2t
- 〇 不燃ごみ 3・0t
- 〇 自転車 6台
- 〇 タイヤ 101本
- 〇 特定家電 4台ほか
- ▼問い合わせ 〇 廃棄物対策課 ☎(62)7301

庁舎名  
 〇 本庁舎(共聖社108-2)  
 〇 西那須野庁舎(あたご町2-3)  
 〇 塩原庁舎(中塩原1-2)

## 経済センサス 基礎調査 実施中

11月まで市内全事業所を対象に調査しますので、回答してください。  
 〇 問い合わせ 〇 市民協働推進課 ☎(62)7105